

コンビニエンスストアにおける新潟市民病院使用料及び手数料収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、コンビニエンスストアにおける新潟市民病院使用料及び手数料の収納を、次のとおり委託したので地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月7日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

委託事務の内容	コンビニエンスストアにおける新潟市民病院使用料及び手数料 収納事務
委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
収納事務受託者	東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓